

鹿 児 島 県 公 報

平成29年4月28日（金）第3309号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定代理納付者の指定 (財政課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 肥料の登録 (食の安全推進課取扱い) 2
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 3
- 土地改良区の役員の就任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（2件） (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 4
- 歳入の収納事務の委託（2件） (建築課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（2件） (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
(大隅地域振興局取扱い) 5

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 5
 - 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表 (会計課取扱い) 6
- 公 安 委 員 会 公 告
- 警備業施設警備業務2級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第609号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成29年4月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金（インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
国際ブランドマーク（VISA, MasterCard, JCB, ダイナース又は
American Expressに限る。）が付されたクレジットカード
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

鹿児島県告示第610号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定

を解除する予定である。

平成29年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除予定保安林の所在場所

薩摩川内市久見崎町字上浜1357番11・字黒崎1424番（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

発電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第611号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成29年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市大隅町岩川字川路口1689番 8, 1689番 9, 字西之迫1732番 3, 1735番 3, 字段ノ迫3076番, 字藪山3077番, 3077番 7, 字西町6597番 1 から6597番 3 まで, 6598番 5 から6598番 7 まで, 字堀ノ内7067番 1, 7067番 2, 7076番 3, 7076番 5, 7077番 2, 大隅町坂元字土橋585番 9, 字中崎4403番 4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第612号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第 7 条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成29年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1333号	平成29年4月7日	平成32年4月6日	乾燥菌体肥料	牛ノ助	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志志布志3309番地

						規格のと おり		
--	--	--	--	--	--	------------	--	--

鹿児島県告示第613号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成29年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1222号	平成35年4月14日	とうもろこし浸漬液肥料	C S L	窒素全量 3.0 りん酸全量 3.0 加里全量 2.0 内水溶性加里 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	日本澱粉工業株式会社	鹿児島市南栄三丁目20番地

鹿児島県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南薩土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成29年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

就任した役員の氏名及び住所

理事 石神 一男 指宿市岩本20番地

（任期 平成29年 3 月 30 日から平成29年 7 月 22 日まで）

鹿児島県告示第615号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備末吉地区大路換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年 5 月 1 日から同月31日まで
- 3 縦覧場所
曾於市役所耕地課

鹿児島県告示第616号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災事業（特殊農地保全）梶ヶ野東迫地区東迫2換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称

換地計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成29年 5 月 1 日から同月31日まで
- 3 縦覧場所
曾於市大隅支所産業振興課

鹿児島県告示第617号

土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（旧：県営ほ場整備）（区画整理）岡崎地区の工事は、平成27年 3 月 20 日に完了した。

平成29年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第618号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類
鹿児島市に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市新屋敷町16番228号
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
- 3 委託期間
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第619号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類
鹿児島市以外（離島を除く。）に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市東開町 3 番地166
南和産業グループ 代表団体 株式会社南和産業
- 3 委託期間
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで

始良・伊佐地域振興局告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成29年 4 月 28 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターワークショップあいら	始良市西餅田1198番地6	社会福祉法人真奉会	霧島市隼人町内2068番地	大村 貢	平成29年3月31日	自立訓練（生活訓練）

大隅地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成29年 4 月 28 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ココベリ	鹿屋市笠之原町 46番23号	株式会社ココベリ	肝属郡肝付町富 山1455番1	松井 和行	平成29年 4月1日	居宅介護 ・重度訪問介護

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年4月28日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年4月28日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 4 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス始良店
始良市西餅田字森ノ下297番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年12月8日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,627平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 75台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 65平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設1 建物内東側 10立方メートル

廃棄物等保管施設 2 建物内南側 13立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前9時

イ 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 午前6時から午前10時まで

イ 午後8時から午後10時まで

7 届出年月日

平成29年4月7日

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成8年7月5日鹿児島県告示第1083号（政府調達に関する苦情の処理手続）8の規定により、平成28年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

鹿児島県知事 三反園訓

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

公安委員会公告

警備業施設警備業務2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成29年4月28日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 検定の種別及び級の区分

施設警備業務2級

2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

平成29年8月5日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、検定実施の受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(3) 受検定員

30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
平成29年6月19日（月）から同月30日（金）まで（県の休日を除く。）
- イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出書類
- ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1通
- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）